

行政の焦点



昨年9月に大手消費者金融Aが過払い利息の返還負担で経営が悪化し事業再生ADR（特定認証紛争解決手続）の申立てを行い、今年9月28日には大手消費者金融Tが東京地方裁判所に会社更生手続開始を申請した。

多額の過払金返還請求がなされた結果、経営基盤の低下した消費者金融に対する同返還請求は終わりを迎え、次のターゲットは企業に対する「賃金不払残業（いわゆるサービス残業）」の請求である。

書士等による「過払金返還請求」の広告が、今後は「賃金不払残業（いわゆるサービス残業）」の請求に代わることになり、広告に触発された労働者が退社時刻から15分未満を切捨てる等の不適切な端数処理、諸手当の不算入や誤った月所定労働時間数により算出され、大企業においては、総務部門と現業部門との確執による残業時間が把握されない問題が見受けられる。

中小企業においては、退社時刻から15分未満を切捨てる等の不適切な端数処理、諸手当の不算入や誤った月所定労働時間数により算出され、大企業においては、総務部門と現業部門との確執による残業時間が把握されない問題が見受けられる。

「賃金不払残業（いわゆるサービス残業）」の請求は、業者任せのため社内には誰ひとりシステム内容が掌握できていない、組織が肥大化し事業主が末端の部署に影響力を及ぼすことができるいない状況がある。

また、生産と労働時間との間に相関性の希薄な業界においては、賃金不払残業（いわゆるサービス残業）の問題が潜在化しており、さらに「名ばかり管理職」として象徴する労働者の掌握する情報を漏れなく吸い上げられる企業内の相談窓口を設ける等により、外部機関等への内部告発等を未然に防ぐ体制の確立が求められる。企業にとつては一層厳しい局面にあるが、賃金と労働時間の議論が、より一層深まることを期待したい。

される管理監督者の適正化の速やかな対応も課題とされている。

賃金請求において最も注目される就業規則の整備に細心の注意を払うと

ともに、その他社内基準が法規制等対外的に機能するだけでなく内部の労働者に対しても十分納得させられるものとし、労働者の掌握する情報を漏れなく吸い上げられる企

業内の相談窓口を設ける等により、外部機関等への内部告発等を未然に防ぐ体制の確立が求められる。企業にとつては一層厳しい局面にあるが、賃金と労働時間の議論が、より一層深まることを期待したい。

賃金と労働時間の議論を

名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係（方面）

（052）961-8653

安全衛生係（安全衛生課）

（052）961-8654

IDカードによる労働

金不払残業（いわゆるサービス残業）の請求」だと言われている。

テレビや新聞・電車内で見かけた弁護士や司法